

仕事や生活費が心配

医学の進歩によってがんの治療法は大きく変化し、仕事を続けながらも、外来や短期入院で治療を受けることが可能になってきています。「がんになっても、仕事を続けたい」、「新たな仕事に就きたい」といったときには、体力、仕事内容、上司や同僚との関係、収入などさまざまな心配が生じるかもしれません。一人で抱え込まずに親しい人や窓口相談しましょう。

◎職場での相談

上司、人事担当者や産業医に相談しましょう。治療のために休職しなければならないときは、職場の就業規則で休職制度を確認しましょう。

また、治療を終えて職場に復帰するときは、生活上の注意点を担当医に確認した上で、自分の体の状態、希望などを上司とよく相談して、体を徐々に慣らしていきましょう。

◎医療機関での相談

担当医、看護師のほか、相談部門、がん相談支援センターなどで相談することができます。がん相談支援センターでは主に看護師やソーシャルワーカーが、体の状態を踏まえて、仕事との両立について相談に応じてくれます。

◎治療と仕事を両立したい

➡京都産業保健総合支援センター

職場復帰や治療と仕事の両立支援について両立支援促進員が相談に応じてくれます。

問合せ先	京都産業保健総合支援センター 075-212-2600
------	-----------------------------

また、下記の病院で出張相談も実施しています。（予約制）

◆定期的に出張相談を行う病院 <R6.10現在>

名 称	所在地	問合せ先	曜日・時間 (祝日・年末年始除く)
京都大学医学部附属病院 がん相談支援センター	京 都 市 左 京 区	075-366-7505 (直通)	第3水曜日 9:30~12:30
京都府立医科大学附属病院 がん相談支援センター	京 都 市 上 京 区	075-251-5283 (直通)	第2木曜日 10:00~12:00
京都市立病院 がん相談支援センター	京 都 市 中 京 区	075-311-6354 (直通)	第1金曜日 11:00~12:00

◆依頼を受けて随時出張相談を行う病院 <R6.10現在>

名 称	所 在 地	問 合 せ 先	受付時間 (祝日・年末年始除く)
京都第二赤十字病院 がん相談支援センター	京 都 市 上 京 区	075-212-9681 (直通)	月～金 9:00～16:00
京都第一赤十字病院 がん相談支援センター	京 都 市 東 山 区	075-533-1297 (直通)	月～金 9:00～16:00
京都桂病院 がん相談支援センター	京 都 市 西 京 区	075-391-5811 (代表)	月～金 9:00～17:00
京都医療センター がん相談支援センター	京 都 市 伏 見 区	075-641-9161 (代表)	月～金 8:30～17:15
洛和会音羽病院 がん相談センター	京 都 市 山 科 区	075-593-4175 (直通)	月～土 8:30～17:00
宇治徳洲会病院 がん相談支援センター	宇 治 市	0774-25-2830 (直通)	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:30
京都山城総合医療センター がん相談支援センター	木津川市	0774-72-0235 (代表)	月～金 9:00～17:00
京都岡本記念病院 がん相談支援センター	久御山町	0774-48-5500 (代表)	月～土 9:00～17:00
市立福知山市市民病院 がん相談支援センター	福知山市	0773-22-2101 (代表)	月～金 8:30～17:15
京都府立医科大学附属 北部医療センター がん相談支援センター	与謝野町	0772-46-2009 (直通)	月～金 9:00～16:00

医療費・
療養生活

◎再就職したい

➡ハローワーク

ハローワークでは、一人ひとりにあった仕事が見つかるよう、職業紹介を受けられます。京都府ではハローワーク西陣及びハローワーク京都七条を拠点ハローワークとして、がん等専門相談員による職業相談を実施しており、他のハローワークもご利用いただけます。また出張相談も実施中です。(完全予約制)

<R6.10現在>

問 合 せ 先	ハローワーク西陣(本庁舎) 職業相談第2部門	075-451-8641
	ハローワーク西陣(烏丸御池庁舎) 職業相談第4部門	075-255-1161
	ハローワーク京都七条 職業相談第3部門	075-341-5523
	最寄りのハローワーク(P63参照)	

◆ハローワークが出張相談を行っている病院（完全予約制）〈R6.10現在〉

名 称	所 在 地	問合せ先	対応曜日・時間 （祝日・年末年始除く）
京都大学医学部附属病院 がん相談支援センター	京 都 市 左 京 区	075-366-7505 （直通）	第2金曜日 9:30～12:30 第4水曜日 9:30～12:30
京都府立医科大学附属病院 がん相談支援センター	京 都 市 上 京 区	075-251-5283 （直通）	第1水曜日 10:00～12:00 第3金曜日 10:00～12:00
京都桂病院 がん相談支援センター	京 都 市 西 京 区	075-391-5811 （代表）	第3水曜日 10:00～12:00
京都市立病院 がん相談支援センター	京 都 市 中 京 区	075-311-6354 （直通）	第2木曜日 11:00～12:00
京都第一赤十字病院 がん相談支援センター	京 都 市 東 山 区	075-533-1297 （直通）	第1,3金曜日 10:00～12:00
京都済生会病院 がん相談支援センター	長岡京市	075-955-0111 （代表）	第1木曜日 10:30～12:00 第3木曜日 10:30～12:00
京都医療センター がん相談支援センター	京 都 市 伏 見 区	075-641-9161 （代表）	第3火曜日 10:00～12:00
洛和会音羽病院 がん相談センター	京 都 市 山 科 区	075-593-4175 （直通）	日程は相談のうえ決定

➡京都ジョブパーク

専任のカウンセラーが、生活相談、就労に向けたセミナーなど多様な支援メニューを活用し、就職に必要な能力の習得、職場の定着支援まで、求職者一人ひとりにきめ細やかな就業支援を行っています。

問合せ先	京都ジョブパーク（京都テルサ西館3階）	075-682-8915
	北京都ジョブパーク（市民交流プラザふくちやま4階）	0773-22-3815

➡雇用保険（以下は65歳未満で離職された方への説明です。65歳以上の方はハローワークにお問合せください）

雇用保険の被保険者であった方が離職した場合に、一定の条件を満たせば、失業中の生活を心配しないで再就職活動ができるよう、基本手当の支給を受けることができます。受給するためには、ご本人の住所を管轄するハローワークへ求職申込みや離職票の提出などの手続きが必要です。適用条件や受給日数についてはお問合せください。

問合せ先	最寄りのハローワーク（P63参照）
------	-------------------

◆冊子「がんと仕事のQ&A～がんサバイバーの就労体験に学ぶ～」

働くがん患者さんが「直面した問題」「実践した工夫」「知りたかった情報」などについて、厚生労働省研究班がまとめた冊子です。

<https://ganjoho.jp/public/institution/qa/index.html> **がんと仕事のQ&A** **検索**

◎労働問題について相談したい

➡京都府労働相談所、総合労働相談コーナー(労働相談)

「解雇・退職勧奨」「休暇」など、労働問題に関する相談に専門の相談員が応じてくれます。

問合せ先	京都府労働相談所 0120-786-604（京都府内限定） 最寄りの総合労働相談コーナー（P 62参照）
------	---

なお、生活費について一定の条件に当てはまる場合は、次のような制度を利用できます。

◎医療費の税金上の控除を受けたい

➡所得税の医療費控除

多額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで所得税が還付される場合があります。

〈計算方法〉【医療費控除額:最高200万円】＝(その年中に支払った医療費)－(保険金などで補てんされる金額)－(10万円又は所得金額の5%【どちらか少ない額】)

問合せ先	最寄りの税務署（P56参照）
------	----------------

◎欠勤中の助成制度

➡傷病手当金

会社員や公務員などが病気などで欠勤しているときに、生活を支えるための制度です。被用者保険(健康保険、共済保険、船員保険)の被保険者本人が利用できます。給与の支給がない場合などに、1日当たり給与日額(標準報酬日額)の3分の2相当額が、通算で1年6か月まで支給されます。

問合せ先	加入する公的医療保険の窓口 (保険証に記載されていますのでご覧ください)
------	---

◎生活資金を借りたい

➡生活福祉資金の貸付

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、生活の安定や自立を目的に、必要な生活資金を低利で貸し付ける制度です。

問合せ先	市区町村社会福祉協議会（P53～55参照）
------	-----------------------

障がいのある方への各種制度

がんになり障がいが残った患者さんには、次のような制度があります。

◎身体障がい者手帳について

病気やけがで一定の障がい残り、「障がい固定」であると認められた場合に、様々な福祉サービスを受けられる制度です。介護保険制度と重なるサービスは介護保険制度が優先されます。

対 象	視覚、聴覚又は平衡感覚、音声・言語又はそしゃく・嚥下機能、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓、免疫機能障がいと認定された方
利用できるサービス	運賃の割引、税金の控除、自立支援医療、日常生活用具の給付、補助具の給付、ホームヘルプ、ショートステイなど ※障がいの種類や程度によって受けられるサービスは異なります。また、お住まいの市町村によって受けられるサービスが異なる場合もあります。
問合せ先	各市町村の担当課（P51参照）

◎年金について

➡障がい年金

病気や怪我などで重度の障がいが残った場合、65歳未満であっても年金を受け取ることができる制度です。人工肛門の造設や喉頭部を摘出した方のほか、日常生活や仕事に著しい制約を受ける状態となった方が受給できることがあります。

種 別	障がい基礎年金 （国民年金） 1級・2級	障がい厚生年金 （厚生年金） 1級～3級	障がい共済年金 （共済年金） 1級～3級
問合せ先	各市町村の担当課 年金事務所 （P51、P55参照）	年金事務所 （P55参照）	職場の担当共済 組合事務局

※障がい等級は、身体障がい者手帳の等級とは異なります。

※障がいのもとになった病気や怪我の初診日において加入していた年金制度により、請求手続き先が異なります。

◎重度障がい者（児）の療養生活支援について

➡日常生活用具の給付（貸与）

重度障がい者（児）の日常生活がより円滑に行われるよう用具の給付又は貸与を行っています。費用負担などについては、各市町村にお問合せください。

問合せ先	各市福祉事務所 又は 町村役場（P51参照）
------	------------------------

車いすを無料で借りたい

車いすを短期間必要とする方向けに、社会福祉協議会などが無料で貸出を行っています。市区町村によって借りられる期間が異なり、目的によってはお貸しできない場合もあります。

問合せ先

市区町村、社会福祉協議会など（P51～55参照）

育児などの援助を受けたい

◎子どもを預かって欲しい

➡一時預かり（一時保育）事業

保育所等に通っていないなくても、病気の介護等のため一時的に保育所等を利用することができます。保育料は年齢等により異なります。

問合せ先

各市町村の担当課（P51参照）、各保育所

※市町村によっては実施していない場合があります。

➡短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が病気や事故、看病、冠婚葬祭等の事情で一時的に養育が困難なときなどに、7日間を限度として子どもを施設で養育するサービスです。

問合せ先

各市町村の担当課（P51参照）

※市町村によっては実施されていない場合があります。

➡夜間養護（トワイライトステイ）事業

仕事などで保護者の帰宅が常になり保育所で対応できない場合、または、休日に不在で家庭での子どもの養育が困難な場合に、保育し、食事を提供するサービスです。

問合せ先

各市町村の担当課（P51参照）

※市町村によっては実施されていない場合があります。

➡ファミリー・サポート・センター

「お子さんを預かってほしい方（おねがい会員）」と、「お子さんを預かることができる方（まかせて会員）」が会員となり、お互いに信頼関係を築きながら地域が主体となって行う、子育て支援の有償ボランティア活動です。開所時間、報酬基準、援助対象児など、詳しいことはお住まいの市町村が設置するセンターへお問合せください。

援助内容	・保育園の開始前や終了後、子どもを預かること ・保育園までの送迎を行うこと ・学童保育終了後、子どもを預かること ・保護者などの病気や急用などの場合に子どもを預かること
対 象	育児の援助を受けたい方で、在住・在勤の市町村が設置するファミリー・サポート・センターに会員登録をされた方
問合せ先	府内ファミリー・サポート・センター（P61参照）

女性ならではの不安を相談したい

→京都府男女共同参画センター 女性相談・労働相談

女性が生活する上で直面するあらゆる悩みの相談窓口です。

◇生き方や性格、夫婦、親子関係、近所の人間関係

◇働く女性が仕事と家庭の両立、待遇や労働条件、職場の人間関係やセクハラなどに困ったとき、法律や制度等の情報提供をしながら問題解決の糸口を探るお手伝いをします。

問合せ先	京都府男女共同参画センター 女性相談・労働相談 075-692-3437 (月～土 10時～12時、13時～18時)
------	--

→京都府家庭支援総合センター 家庭内の女性の悩みごと相談

問合せ先	DV相談専用 075-531-9910 (毎日9時～20時)
------	--------------------------------

→京都市DV相談支援センター DV被害者の相談への対応・支援

問合せ先	075-874-4971 (月～土 9時～17時15分)
------	------------------------------

長期間滞在したい

◎遠方から治療・見舞いに来たときの宿泊施設

遠方から京都に治療に来られる方やそのご家族が、滞在できる施設です。

ご利用期間は原則として1日～1ヶ月ですが、予約状況によっては延長できる場合もあります。

→京都ファミリーハウス

問合せ先	090-5309-4351 (8時～23時)
------	------------------------

→京都ぶどうのいえ

問合せ先	075-351-3655 080-8534-7082 (予約専用)
------	--------------------------------------

※病院によっては患者家族用の長期宿泊施設を設置しているところもあります。